

新型インフルエンザ（ブタインフルエンザH1N1）発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) (_____) - _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型 ・患者（確定例） ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年月日 年 月 日	5 診断時の年齢(歳は月齢) 歳(月)	6 当該者職業	
7 当該者住所 電話 () -					
8 当該者所在地 電話 () -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話 () -				

11	・発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他 () ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染(感染源の種類・状況:) 2 接触感染(接触した人・物・動物の種類・状況:) 3 渡航歴 () 4 その他 () ②感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市区町村) 2 国外(国) 詳細地域 () 3 不明
12	・インフルエンザ迅速診断キットA型(陽性・陰性) ・インフルエンザ迅速診断キットB型(陽性・陰性) ・分離・同定による病原体の検出 検体: 喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・ その他 () ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検査法: PCR法・Real-timePCR法・ Lamp法・その他 () 検体: 喀痰・咽頭ぬぐい液・鼻汁・便・髄液・血液・ その他 () ・ペア血清での中和試験の検出(抗体価の有意上昇) ・その他の方法 () 検体 () 結果 ()	
13	初発年月日 平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14	診断(検査※)年月日 平成 年 月 日	
15	感染したと推定される年月日 平成 年 月 日	
16	発病年月日(×) 平成 年 月 日	
17	死亡年月日 平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

健感発第 0509001 号
平成 21 年 5 月 9 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 新型インフルエンザ担当部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について

新型インフルエンザ等感染症の症例定義及び届出様式については、平成 21 年 4 月 29 日健感発第 0429001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)に係る症例定義及び届出様式について」にお示ししましたが、今般、地方衛生研究所において、患者の届出に係る検査体制が整備されたことから、別紙のとおり届出基準及び届出様式を改定いたしましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いします。なお、今回の措置は当分の間の運用を示したものであり、患者の発生状況を踏まえ、見直すことがあることを申し添えます。

記

1. 医師は、別紙 1 の症例定義に基づき、新型インフルエンザの疑似症患者と診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に連絡する。
2. 当該連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市及び特別区(以下「都道府県等」という。)の本庁に報告を行うとともに、迅速な対応を講じるため、併せて、厚生労働省に報告し、かつ中央感染症情報センターの「疑似症例システム」に入力する。都道府県等は、当該疑似症患者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 8 条第 2 項に規定する「当該感染症にかかっている

ると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するかについて、検討する。

なお、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」については、疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる。

3. 検討の結果については、保健所から当該患者を診察した医師に伝え、疑似症患者であつて当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、法第8条第2項の規定に基づき、患者とみなし、医師は、法第12条第1項の規定により、都道府県知事に別紙2を届け出る。
4. 最終的な確定は当面、国立感染症研究所の検査結果をもつて行う。医師は、この確定した患者または無症状病原体保有者について、法第12条第1項に基づき、別紙2を用い、直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、かつ次のア)イ)ウ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)10日以内に、感染可能期間内*2にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)10日以内に、新型インフルエンザウイルス(新型インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ)10日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザの流行情報、インフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴などの情報を把握することが有用である。

新型インフルエンザ発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
(署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____

上記病院・診療所の所在地(※) _____

電話番号(※) () _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

1 診断(検案)した者(死体)の種類					
・患者(確定例) ・疑似症患者 ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	電話 () -				

11 症 状	<ul style="list-style-type: none"> ・38℃以上の発熱 ・38℃未満の発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・嘔吐 ・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他 () ・なし 	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況:) 2 接触感染 (接触した人・物・動物の種類・状況:) 3 その他 ()			
	12 診 断 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ迅速診断キットA型(陽性・陰性) ・インフルエンザ迅速診断キットB型(陽性・陰性) ・分離・同定による病原体の検出 検体: 鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他 () ・検体から直接のPCR法等による病原体遺伝子の検出 検査法: RT-PCR法・Real-time PCR法・Lamp法・その他 () 検体: 鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他 () ・ペア血清での中和抗体の検出 結果: 抗体陽転・抗体価の有意上昇 ・その他の方法 () 検体 () 結果 () 	②感染地域 (確定 ・ 推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国、 詳細地域 滞在期間等) 3 不明		
13	初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項		
14	診断(検案(※))年月日	平成 年 月 日			
15	感染したと推定される年月日	平成 年 月 日			
16	発病年月日(*)	平成 年 月 日			
17	死亡年月日	平成 年 月 日			

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

平成21年5月13日

各 〔 都道府県 〕
〔 保健所設置市 〕 新型インフルエンザ担当部(局)長 殿
〔 特別区 〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式については、平成21年5月9日健感発第0509001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」(以下「届出通知」という。)により、お示したところですが、今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会(委員長:尾身茂自治医科大学教授)の報告を踏まえ、症例定義における疑似症患者の要件の中で、従来10日間とされていた箇所(別紙1(3)のウのア)、イ)、ウ))を7日間とすることとし、届出通知を下記のとおり改正することといたしましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、患者の発生状況や検査体制の整備状況などを踏まえ、症例定義を見直すことがあることを再度申し添えます。

記

届出通知別紙1を次のとおり改める。

別紙1

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、かつ次のア)イ)ウ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)7日以内に、感染可能期間内*2にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)7日以内に、新型インフルエンザウイルス(新型インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ)7日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状:

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア)鼻汁もしくは鼻閉

イ)咽頭痛

ウ)咳嗽

エ)発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザの流行情報、インフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴などの情報を把握することが有用である。



健感発第0522001号
平成21年5月22日

各 { 都道府県
政令市
特別区 }

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

標記につきまして、平成21年5月13日健感発第0513001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」（以下「届出通知」という。）等により、貴管内の各医療機関への周知等の対応をお願いしていたところである。

今般、新型インフルエンザの国内発生及び感染者数の増加を踏まえ、届出通知等における症例定義を下記のとおりとするので、再度貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

記

1. 届出通知別紙1を次のとおり改める。
2. 医師は、別紙1の症例定義に基づき、新型インフルエンザの疑似症患者と診断した場合には、直ちに以下の疫学的な情報を最寄りの保健所に連絡する。
 - ・ 感染が報告されている地域（国内外）への渡航歴・滞在歴
 - ・ 新型インフルエンザ患者又は新型インフルエンザが疑われる患者との接触歴
 - ・ 患者の周囲（職場、学校、家族など）にインフルエンザ様症状を呈するものがあるか 等
3. 当該連絡を受けた保健所は、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、迅速な対応を講

じるため、併せて厚生労働省に報告する。都道府県等は、当該疑似症患者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」に該当するかについて検討する。

なお、「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」については、疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる。

4. 検討の結果については、保健所から当該患者を診察した医師に伝え、疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、法第8条第2項の規定に基づき、患者とみなし、医師は、法第12条第1項の規定により、都道府県知事に別紙2の届出を行う。
5. 最終的な確定は、地方衛生研究所の検査結果をもって行う。医師は、この確定した患者または無症状病原体保有者について、法第12条第1項に基づき、別紙2を用い、直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがみられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、医師が新型インフルエンザを臨床的に強く疑った場合とする

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐ

検体から直接のPCR法 (Real-timePCR法、Lamp 法等も可)による病原体の遺伝子の検出	い液・その他
中和試験による抗体の検出 (ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑いの者の死体

感染症死亡疑いの者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

ア) 鼻汁もしくは鼻閉

イ) 咽頭痛

ウ) 咳嗽

エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

新型インフルエンザ発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名

印

（署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地（※）

電話番号（※）（ ） -

（※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類					
・患者（確定例） ・疑似症患者 ・無症状病原体保有者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名	3性別	4 生年月日	5診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 (か月)		
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	電話 () -				

11 症状	<ul style="list-style-type: none"> ・38℃以上の発熱 ・38℃未満の発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉 ・咽頭痛 ・咳嗽 ・嘔吐 ・全身倦怠感 ・関節痛 ・筋肉痛 ・下痢 ・肺炎 ・多臓器不全 ・脳症 ・意識障害 ・その他 () ・なし 	18 感染原因・感染経路・感染地域
	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ迅速診断キットA型（陽性・陰性） ・インフルエンザ迅速診断キットB型（陽性・陰性） ・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他 () ・検体から直接のPCR法等による病原体遺伝子の検出 検査法：RT-PCR法・Real-time PCR法・Lamp法・その他 () 検体：鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液 その他 () ・ベア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 ・その他の方法 () 検体 () 結果 () 	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： () 2 接触感染（接触した人・物・動物の種類・状況： () 3 その他 () () ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国、 詳細地域 滞在期間等 3 不明
13 初診年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検案※）年月日	平成 年 月 日	
15 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
16 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

（1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

症例定義改定についての Q&A (5月22日版)

問1 今回の症例定義の改定でなにが変わるのか。

従来、疑似症患者は、新型インフルエンザがまん延している国又は地域等の滞在歴・渡航歴等の疫学的要件が必要であったが、今回の改定では、症状及び医師の臨床的な判断のみとした。

問2 医師が、新型インフルエンザを臨床的に強く疑った時とはなにか？

インフルエンザ様の臨床症状（38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状）、迅速診断キットの結果などを踏まえ、診察した医師が判断する。

なお、インフルエンザ迅速診断キットによって、A型陽性だった場合には、原則、疑似症患者の定義に当てはまり、保健所への連絡を要するものであるが、インフルエンザ迅速診断キットによってA型陰性B型陰性の場合やインフルエンザ迅速診断キットがない場合であっても、別添の資料（1.2）等を参考に医師が、強く疑った場合には、保健所への連絡を要する。

問3 「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」とは何か。

通知に示しているとおり、「疫学的に感染の疑いが濃厚であるかどうか等を勘案して判断することとなる」が、具体的には以下のような観点を総合的に加味して判断することとなる。

- ① 感染が報告されている地域（国内外）での滞在又は旅行歴
 - ・まん延していると考えられる地域（5月21日時点で、米国（本土）、メキシコ、カナダ）
 - ・まん延しているとは考えられていない地域ではあるが急速な患者数の増大が見られる場合
- ② 新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴がある
- ③ 職場、学校または家庭などにおけるインフルエンザ様症状の発生状況
 - ・インフルエンザ様症状を呈している者が、患者の周囲に3名以上いる場合
- ④ 他の疾患を強く疑われる場合でないこと
 - ・患者の周辺に、他の疾患が流行していない場合

※疫学的な情報は、海外においてはWHO、CDC、各国政府ホームページ、国立感染症研究所等の公式な情報を、日本国内においては、厚生労働省もしくは地方自治体により公表された情報とする。

問4 疑似症患者について、必ず地方衛生研究所で確定（PCR）検査を行わなければならないのか？

疑似症患者であってかつ「当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由」がある場合は、原則として、PCR検査を行うことが必要である。

ただし、一定以上の患者が発生している場合、PCR検査については、新たな地域での患者発生を把握する観点から、患者が発生していない地域からの検体を優先して検査を実施するなど、検査に優先順位をつけて運用して差し支えない。

28 インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）

(1) 定義

インフルエンザウイルス（鳥インフルエンザの原因となるA型インフルエンザウイルスを除く。）の感染による急性気道感染症である。

(2) 臨床的特徴

上気道炎症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛を伴うことを特徴とする。流行期（我が国では、例年11月～4月）にこれらの症状のあったものはインフルエンザと考えられるが、非流行期での臨床診断は困難である。合併症として、脳症、肺炎を起こすことがある。

(3) 届出基準

ア 患者（確定例）

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からインフルエンザが疑われ、かつ、(4)のすべてを満たすか、(4)のすべてを満たさなくても(5)を満たすことにより、インフルエンザ患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検察した結果、症状や所見から、インフルエンザが疑われ、かつ、(4)のすべてを満たすか、(4)のすべてを満たさなくても(5)を満たすことにより、インフルエンザにより死亡したと判断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

(4) 届出のために必要な臨床症状（4つすべてを満たすもの）

ア	突然の発症
イ	高熱
ウ	上気道炎症状
エ	全身倦怠感等の全身症状

(5) 届出のために必要な検査所見

検査方法	検査材料
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻腔吸引液、 鼻腔拭い液、 咽頭拭い液

我が国での症例検討

1. 神戸市内において確定例となった者のうち 43 例を対象とした調査結果

患者の年齢の中央値が 17 歳（5 歳～44 歳）で、ほとんどが 10 歳代後半の若者であり、男女比は、男性が 19 例、女性が 24 例となっている。

臨床像としては、38 度以上の高熱が約 90%であるほか、60～80%の患者に見られる症状として、倦怠感、熱感（ねっかん）、咳、咽頭痛があり、約半数の患者に見られる症状として、鼻汁（びじゅう）鼻閉（びへい）、頭痛があり、また、嘔吐が約 10%、下痢が約 10%、結膜炎が 7%となっている。

2. 大阪において確定例となった者のうち 64 例を対象とした調査結果

38℃以上の発熱は 82.8%、咳は 81.0%、熱感 71.2%、咽疼痛 65.1%、鼻汁・鼻閉 60.3%、全身倦怠感 58.1%、頭痛 50.0%、下痢 12.9%、腹痛 10.3%、嘔吐 6.5%であった。発熱および急性呼吸器症状のうちの咳、熱感・悪寒の割合は比較的高い。また、下痢、腹痛、嘔吐等の腹部症状は、これまで他で報告されていたものよりは低い印象がある。ほとんどすべての症例が季節性インフルエンザに類似した臨床像を呈しており、重篤な状態となった患者はなかった。また、インフルエンザの典型的な症状である典型的な突然の高熱で発症する例が多いものの、急性呼吸器症状や嘔吐等の症状が先行し、数日後に 38℃以上の高熱を発する例も認められた。



健感発 0722 第 2 号
平成 21 年 7 月 22 日

各
都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 5 月 22 日健感発第 0522001 号本職通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」等において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知をお願いしてきたところである。

今般、6 月 19 日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）が、本日、公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところ、法第 12 条の規定に基づく医師の届出に係る症例定義及びその運用方針等を下記のとおりとするので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は平成 21 年 7 月 24 日より適用することとし、別紙 3 に掲げる通知及び事務連絡は、同年 7 月 23 日をもって廃止することとする。

記

第 1 症例定義及び届出様式

今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）の症例定義を別紙 1 のとおりとし、法第 12 条の規定に基づく医師の届出の様式を別紙 2 のとおりとする。

第2 改正省令の施行後の運用方針について

1 新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生の端緒の把握

運用指針（改定版）に基づき新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団発生を捕捉するに当たり、集団発生の端緒を、より迅速かつ正確に把握する観点から、以下のように実施することとする。

- (1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡するとともに、極力、患者の検体を採取しておくこととする。

ア 患者の属する施設（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

- (2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A/H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、患者の検体を入手し、PCR検査を実施する。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行うとともに、当該施設内のインフルエンザ様症状を呈する患者から検体を入手し、PCR検査を実施する。

- (3) 検査の結果、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者であることが判明した場合、保健所は、当該患者を診断した医師に対して、患者の属する施設において、新型インフルエンザが集団的に発生しているおそれがある場合に該当するものとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下

「施行規則」という。) 第3条第3号に規定する連絡を行い、医師は、法第12条の規定に基づき、確定患者としての届出を実施する。

- (4) 保健所は、必要に応じて、周辺の医療機関に対して管内で集団発生が生じていることを周知することとし、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合には、集団発生の可能性を確認するよう求めることとする。

2 新型インフルエンザ (A/H1N1) の集団発生の規模の特定

1により捕捉した新型インフルエンザ (A/H1N1) の集団発生については、その規模を特定し、運用指針 (改定版) に基づき感染拡大防止対策を実施することとなることを踏まえ、当該集団に属する疑似症患者も、法第8条第2項の規定により患者とみなして第12条の規定による届出を行うこととする。新型インフルエンザ (A/H1N1) の集団発生の規模の特定、集団における当該感染症の疑似症患者の届出は、以下のように実施する。

(1) 法第15条の規定に基づく積極的疫学調査による把握

ア 1により捕捉した新型インフルエンザ (A/H1N1) の集団発生に対して、保健所は法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施する。積極的疫学調査の方法等については、平成21年7月22日厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ (A/H1N1) の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について」を参照されたい。

イ 確定患者が確認された施設の設置者等に感染状況に係る調査を求める場合には、感染が疑われる者に対し、医療機関を受診するよう勧奨することとし、受診した医療機関から保健所に対し、患者の属する施設において確定患者が発生していることを確認するよう調整する。

ウ 受診した医療機関から確認のための連絡があった場合、保健所は、当該医療機関に対し施行規則第3条第3号に規定する連絡を行うこととし、連絡を受けた医師は、法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を実施する。

(2) 集団発生を疑った医師からの報告による把握

医師が、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、患者の属する